

## ○大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（例規通達）

平成25年8月2日群本例規第24号（交規）警察本部長

改正

平成28年3月群本例規第5号（務）

令和2年7月8日群本例規第21号（交規）

令和3年12月20日群本例規第25号（交規）

今後の大規模災害等発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、別添のとおり大規模災害に伴う交通規制実施要領を制定し、平成25年8月2日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、災害発生時等における緊急通行車両等の事前届出及び確認事務並びに除外車両の事務の処理に関する要領の制定について（平成8年群本例規第24号）は、廃止する。

別添

### 大規模災害に伴う交通規制実施要領

#### 第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則（平成25年群馬県公安委員会規則第4号。以下「公安委員会規則」という。）その他関係法令及び群馬県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（平成25年群馬県公安委員会規程第2号。以下「専決規程」という。）の規定に基づく、交通規制の実施、緊急通行車両として使用される車両であることの確認等の事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 大規模災害発生時等に実施する交通対策の基本的な流れ

##### 1 総論

##### (1) 基本的考え方

ア 大規模災害発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 災対法第76条第1項の規定により指定された道路の区間（以下「緊急交通路」という。）として交通規制を実施する範囲は、原則として高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）を指定し、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

##### (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項は、大規模災害発生時に公安委員会が緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとしており、大規模災害発生時における交通規制の具体的な流れの詳細については、2で示すが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、次のとおり分類する。

##### ア 緊急通行車両

道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災対法第50条に規定する災害応急対策を実施するための車両。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、特別の自動車番号標を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し、標章等（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第2項の規定により交付する標章又は公安委員会規則第11条第1項の規定により交付する規制除外車両確認標章（以下単に「規制除外車両確認標章」という。）をいう。以下同じ。）の掲示を不要とするため、イの（ア）の規制除外車両として整理することとする。

##### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用され

る車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（前記アの緊急通行車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる２種類に分類される。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) 前記（ア）以外の車両

## 2 交通規制の具体的な流れ

### (1) 基本方針

ア 大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずるものとする。

イ 大規模災害発生時の交通規制は、基本的には(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきこと等に留意し、臨機応変に実施するものとする。

### (2) 初動対応

#### ア 交通情報の収集

(ア) 災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。特に、緊急交通路に予定されている道路の状況については、橋りょう部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

(イ) 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

#### イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

(ア) 交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連携・調整を開始すること。

(イ) 被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要性が生じた場合等は、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

(ウ) 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

(エ) 関係都道府県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、大規模災害発生時には、原則として、高速道路が緊急交通路に指定されると見込まれることから、交通規制の必要があるインターチェンジを交通検問所として指定し、車両の流入を制限すること。

### (3) 第一局面（大規模災害発生直後）

#### ア 交通規制の内容

(ア) 災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、前記1の(2)のアの緊急通行車両、同イの(ア)の規制除外車両のうち、自衛隊車両等であって、特別の自動車番号標を有しているもの及び同(イ)の規制除外車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に定める事前届出の対象とするもの）以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止すること。

(イ) 大規模災害発生直後においては、正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは、広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

#### イ 交通規制の意思決定

交通規制の実施については、専決規程に基づき、警察本部長が専決すること。

#### ウ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう、事前に、広報案文や発表時間について、警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、標章等の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報すること。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性及び回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する県民の理解を得るよう努めること。

#### エ 交通規制の方法

交通規制は、災対法施行令第32条第1項の規定により行うこととなるため、早期に同項に規定する標示（以下「標示」という。）による交通規制ができるよう、標示等の資機材の計画的な整備及び配備を行うこと。

#### オ う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行き、必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかに、その状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、一時停止の交通規制の実施等で対応すること。

#### (4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

ア 緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度等を考慮しつつ、交通規制の対象から、さらに、前記1の(2)のイの(イ)の規制除外車両（事前届出対象外のものに限る。）を除外すること。

イ 交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について、一律に除外するなど、順次、遅滞なく、交通規制の対象を縮小すること。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整する。

#### 3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、公安委員会からの援助の要求により被災地又は被災が予想される地域に派遣されるが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

#### 4 強制排除措置

緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災対法第76条の3第1項の規定により、警察官は、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を執ることを命ずることができることとされているほか、措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合や相手方が現場にいないため措置命令をすることができない場合は、警察官自らその措置を執ることができ、また、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

これらの権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を執った場合は、その措置の内容について、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に報告し、状況を記録しておくこと。

#### 5 原災法等に基づく交通対策の基本的流れ

前記1から4までの規定は、原災法、国民保護法又は地震法に基づく交通対策の基本的な流れについて準用する。

### 第3 緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

#### 1 緊急通行車両等の事前届出

(1) 災対法施行令第33条第1項、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項若しくは武力攻撃事

態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条の規定によりその例によるとされる災対法施行令第33条第1項の規定による確認又は災対法施行令第33条第4項の規定により同条第1項の規定による確認とみなされる大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定による確認（以下「緊急通行車両等であることの確認」という。）について、公安委員会規則第3条の規定に基づき、事前届出を実施するものとする。

- (2) 前記第2のとおり、交通規制の対象から除外する災害対策等に従事する自衛隊車両等については、標章（災対法施行令第33条第2項（国民保護法施行令第39条においてその例によることとされる場合を含む。）又は地震法施行令第12条第2項の規定により交付する標章をいう。以下同じ。）又は規制除外車両確認標章を交付しないことから、緊急通行車両等の事前届出（以下「事前届出」という。）の対象としないものとする。ただし、自衛隊車両であっても、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する番号標（以下「ナンバープレート」という。）を有するものについては、事前届出の対象とする。

## 2 事前届出の対象とする車両

### (1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両

災対法の規定に基づく緊急通行車両等であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において規定されており、次のいずれにも該当する場合は、警察本部又は警察署で事前届出を受理するものとする。

ア 大規模災害発生時において、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画、同条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき、同法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は、次に掲げる事項について、行うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関の長、同条第4号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は大規模災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

### (2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

地震法の規定に基づく緊急通行車両等であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において規定されており、次のいずれにも該当する場合は、警察本部又は警察署で事前届出を受理するものとする。

ア 警戒宣言発令時において、地震法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は、次に掲げる事項について、行うものとされている。

- (ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

- (エ) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (カ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (キ) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (ク) その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

イ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

(3) 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両

原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等であることの確認の対象となる車両は、緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両であり、次のいずれにも該当する場合は、警察本部又は警察署で事前届出を受理するものとする。

ア 原子力緊急事態宣言発令時において、原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は、次に掲げる事項について、行うものとされている。

(ア) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

(カ) 緊急輸送の確保に関する事項

(キ) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(ク) その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(4) 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両

国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等であることの確認の対象となる車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両であり、次のいずれにも該当する場合は、事前届出を受理するものとする。

ア 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

(ア) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

(イ) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

(ウ) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

(エ) 輸送及び通信に関する措置

(オ) 国民の生活の安定に関する措置

(カ) 被害の復旧に関する措置

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

### 3 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）とする。

##### イ 事前届出先

(ア) 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課又は交通規制課を受付窓口とする。

(イ) 警察庁が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

##### ウ 事前届出の際に必要な書類

自動車検査証（以下「車検証」という。）及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。以下「業務内容疎明書類」という。）を提示させるとともに、緊急通行車両等事前届出書（公安委員会規則別記様式第1号）を2通提出させるものとする。

#### (2) 届出済証の交付等

##### ア 届出済証の交付

(ア) 警察署長等（交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）及び警察署長をいう。以下同じ。）は、緊急通行車両等事前届出書を受理する場合は、車検証及び業務内容疎明書類の写しを作成するものとする。

(イ) 警察署長は、緊急通行車両等事前届出書に係る車両が事前届出の対象となる車両の要件を満たしていると認める場合は、当該事前届出書を交通規制課長に送付するものとする。

(ウ) 交通規制課長は、受理し、又は送付された緊急通行車両等事前届出書に係る車両が緊急通行車両等に該当すると認める場合は、緊急通行車両等事前届出済証（公安委員会規則別記様式第1号。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。この場合において、警察署長が受理した緊急通行車両等事前届出書に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付するものとする。

##### イ 届出済証の再交付

(ア) 警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の届出があった場合は、届出済証の記載事項の訂正又は再交付を行うものとする。

(イ) 前記（ア）の届出は、書面によることとされているが、様式については定められていないことから、任意の書式とするものとする。

(ウ) 警察署長等は、前記（ア）の届出のうち、事前届出の内容に変更が生じたものについては、当該変更の事実を疎明する書類を提示させるとともに、その写しの提出を求めるものとする。

(エ) 警察署長等は、再交付する届出済証には、「再」と朱書きするものとする。

##### ウ 届出済証の返還

警察署長等は、届出済証が返還された場合は、これを受理するものとする。この場合において、警察署長が届出済証の返還を受けたときは、速やかに、交通規制課長に送付するものとする。

##### エ 事前届出の処理経過

警察署長等は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第1号）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

### 4 事前届出車両の確認

(1) 警察署長等、交通部交通機動隊長（以下「交通機動隊長」という。）及び交通部高速道路

交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

- (2) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、緊急通行車両等であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行令第33条第2項又は地震法施行令第12条第2項に規定する証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (3) 届出済証による緊急通行車両等であることの確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所において行うものとする。
- (4) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、緊急通行車両等であることの確認を行った場合は、標章及び証明書を交付するものとする。
- (5) 標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
- (6) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、標章及び証明書を交付した場合は、緊急通行車両確認事務処理簿（別記様式第2号）に必要事項を記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

#### 5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 警察署長等は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、緊急通行車両等であることの確認を行うものとする。
- (2) 災対法の規定に基づく緊急通行車両については、内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報が当該対策本部のホームページ等に掲載することが予定されていることから、緊急通行車両等であることの確認に当たっては、当該ホームページ等を参照するとともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。ただし、ホームページ等に掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させるものとする。
- (3) 前記4の(4)及び(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る標章及び証明書の交付等について準用する。

#### 6 指定行政機関等に対する指導等

- (1) 指定行政機関等に対する指導  
警察署長等は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管についての指導を行うものとする。
- (2) 知事との調整  
事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等については、知事と必要な調整を図るものとする。

### 第4 規制除外車両の確認事務に係る取扱い

#### 1 規制除外車両の事前届出

- (1) 規制除外車両（公安委員会規則第8条第1項に規定する規制除外車両をいう。以下同じ。）のうち、大規模災害等発生後、速やかに、緊急交通路の通行を認めることが適切である車両であることについて、公安委員会規則第7条の規定に基づく確認（以下「規制除外車両であることの確認」という。）に係る事前届出（以下「事前届出」という。）を実施するものとする。
- (2) 規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じて、それぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。
- (3) 規制除外車両の事前届出をした後、指定行政機関等との契約等により、大規模災害等発生時等に災害応急対策等に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる。

#### 2 事前届出の対象とする車両

規制除外車両であることの確認の対象となる車両は、公安委員会規則第7条第1項各号において規定されているが、そのうち、次のいずれかに該当する車両であって、緊急通行車両とならないものについては、警察本部又は警察署で事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等を搬送する車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機を輸送する車両（建設用重機（当該車両の使用者と同一の使用者のものに限る。）を積載しているものに限る。）又は道路啓開作業用車両

### 3 規制除外車両の事前届出に関する手続

#### (1) 事前届出の概要

##### ア 事前届出を行う者及び事前届出先

前記第3の3の(1)のア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出について準用する。

##### イ 事前届出の際に必要な書類

次の書類を提示させるとともに、規制除外車両事前届出書（公安委員会規則別記様式第2号）を2通提出させるものとする。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両については、車検証及び医師若しくは歯科医師の免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両については、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- (ウ) 患者等を搬送する車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）については、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機を輸送する車両（建設用重機（当該車両の使用者と同一の使用者のものに限る。）を積載しているものに限る。）又は道路啓開作業用車両については、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を輸送する車両については、建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

#### (2) 除外届出済証の交付等

##### ア 除外届出済証の交付

(ア) 警察署長等は、規制除外車両事前届出書を受理する場合は、前記(1)のイに定める書類の写しの提出を求めるものとする。

(イ) 警察署長は、規制除外車両事前届出書に係る車両が規制除外事前届出の対象となる車両の要件を満たしていると認める場合は、当該事前届出書を交通規制課長に送付するものとする。

(ウ) 交通規制課長は、受理し、又は送付された規制除外車両事前届出書に係る車両が規制除外車両に該当すると認める場合は、規制除外車両事前届出済証（公安委員会規則別記様式第2号。以下「除外届出済証」という。）を交付するものとする。この場合において、警察署長が受理した規制除外車両事前届出書に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付するものとする。

##### イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記第3の3の(2)のイ及びウの規定は、除外届出済証の交付等の手続について準用する。

##### ウ 規制除外事前届出の処理経過

警察署長等は、規制除外車両事前届出受理簿（除外届出済証交付簿）（別記様式第3号）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

### 4 事前届出車両の確認

- (1) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認証明書（公安委員会規則別記様式第4号。以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (2) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、規制除外車両であることの確認を行った場合は、規制除外車両確認標章及び除外証明書を交付するものとする。
- (3) 規制除外車両確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。



- (4) 前記第3の4の(1)及び(3)の規定は規制除外車両であることの確認について、前記第3の6の(1)の規定は規制除外事前届出をした者に対する指導について準用する。
- (5) 警察署長等、交通機動隊長及び高速隊長は、規制除外車両確認標章及び除外証明書を交付した場合は、規制除外車両確認事務処理簿（別記様式第4号）に必要事項を記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 第一局面（前記第2の2の(3)に規定する第一局面をいう。）においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行う。
- (2) 第二局面（前記第2の2の(4)に規定する第二局面をいう。）においては、次に掲げるような車両について、規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。

ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

イ 路線バス及び高速バス

ウ 霊きゅう車

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

- (3) 前記(2)に掲げる車両について、規制除外車両であることの確認は、次により行うものとする。

ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）については、車検証等により車両の形状を確認すること。

イ 路線バス及び高速バスについては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者であり、かつ、乗車定員が11人以上であることを確認すること。

ウ 霊きゅう車については、車検証等により車両の形状を確認すること。

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車については、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送することを確認すること。

(ア) 医薬品、医療機器、医療用資材等

(イ) 食料品、日用品等の消費財

(ウ) 建築用資材

(エ) 金融機関の現金

(オ) 家畜の飼料

(カ) 新聞又は新聞用ロール紙

第5 その他

1 周知

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、県警察ホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

2 経過措置

この要領施行の際、現に交付している緊急通行車両等事前届出済証は、公安委員会規則の規定により交付している届出済証とみなす。